

令和9年度県立十日町総合高等学校2年次修学旅行業務
委託業者選定プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 業務名

令和9年度県立十日町総合高等学校2年次修学旅行業務

(2) 目的

本業務は、本校2年次に実施する研修旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、修学旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙仕様書の通り

(4) 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

2 見積限度額

130,000円 (税込み、事前学習会経費等を含む)

※ただし旅行実施時までに消費税増税の際も、予算内であること

3 資格要件

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあっては、当該県税の未納がないものであること。
- (6) 長岡魚沼地域に本社または支社、営業所を有すること。

4 説明会

募集公示後、随時実施する。説明会参加を希望する場合は、令和8年2月5日（木）までに、団体名、参加者名、連絡先電話番号、FAX番号、電子メールアドレスをFAX（様式任意）で問い合わせ先までご連絡願います。

5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

別紙様式1「参加申込み」を提出すること。

申込期限：令和8年2月6日（金）12:00【必着】

申込先：問合せ先に同じ

方 法：持参又は郵送

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年2月10日（火）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

(3) その他

参加申し込み後、辞退する必要が生じた場合は至急別紙様式2（辞退書）を提出すること。

6 募集要項の内容について質問の受け付け及び回答

(1) 本要領の内容に関する質問がある場合は、「質問書」（様式任意）を提出すること。

・質問提出期限：令和8年2月13日（金）16:00【必着】

・申込先：問合せ先に同じ

・提出方法：持参、郵送又はFAX（電話や口頭での質問は受け付けない）

(2) 質問への回答について

・回答日：令和8年2月16日（月）

・回答先：上記5により申込みのあった全参加者

7 提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書

（ア）「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること

（イ）提案書はA4版とし、表紙に「令和9年度県立十日町総合高等学校2年次修学旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文書サイズは10ポイント以上のこと。

（ウ）参加者は、1つの提案しか行うことができない。

（エ）提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 旅程表

ウ 見積書

見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。（様式任意）

(2) 提出期限等

期限：令和8年2月24日（火）16:00必着

提出先：問合せ先に同じ

方 法：①持参

②郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による

8 ヒアリングの実施

提案者は、令和8年2月26日（木）に開催する審査委員会において、ヒアリングを実施するものとする。なお、詳細については別途通知する。

9 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

項目	審査基準
受託業務に対する考え方	①事業目的を適切に理解しているか。 ②受託業務に対する考え方や方針は明確となっているか。
行程	①スムーズで負担の少ない行程となっているか。 ②宿泊施設の安全性は確保されているか。
事前・事後研修	①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか。 ③創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。
現地研修	①研修内容は具体的であるか。 ②研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか。 ③研修内容に偏りがなく、多様な経験ができるものとなっているか。 ④研修期間を通して、安全性が確保されているか。 ⑤創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。
安全	①緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ②保険の内容は十分であるか。 ③感染症対策は十分であるか。
経費	①企画内容に対して妥当な経費内訳となっているか。 ②経費の徴収等について、説明があるか。

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

11 日程

募集公示

令和8年2月2日（月）

説明会

公示後随時

参加申込み

令和8年2月6日（金）12:00【必着】

参加資格の審査・確認結果通知	令和8年2月10日（火）
質問提出期限	令和8年2月13日（金）16:00【必着】
回答日	令和8年2月16日（月）
企画提案書の提出期限	令和8年2月24日（火）16:00【必着】
ヒアリング実施	令和8年2月26日（木）
審査委員会	令和8年2月26日（木）
審査結果の通知	令和8年2月27日（金）
契約	令和8年3月2日（月）

1.2 契約の締結

県立十日町総合高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。（契約書の作成要）ただし、その者が地方自治法施行令第167条4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

1.3 問合せ先

〒948-0055 新潟県十日町市高山4丁目461

県立十日町総合高等学校 担当：阿部 博子・田野平 剛志

電話番号 025（752）3186

FAX 025（757）9342

1.4 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際は、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式2「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者